

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2710号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「旭区白根特定丁目特定地番の土地に係る(1)土地課税台帳兼評価調書（平成19年度から平成29年度）(2) 土地課税台帳兼評価調書（写）（平成30年度から令和元年度）(3) 土地異動・計算連絡票(4) 平成26年度～平成31年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）賦課決定決裁簿(5) ダイレクト広聴投稿本文（特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3、特定年月日4、特定年月日5、特定年月日6、特定年月日7、特定年月日8、特定年月日9、特定年月日10受付）」の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2710号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2710	令和2年1月14日	令和2年1月28日	令和2年2月10日	令和2年3月11日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2710	旭区白根特定丁目特定地番の土地（以下「本件土地」という。）に係る(1)土地課税台帳兼評価調書（平成19年度から平成29年度）（以下「個人情報1」という。）(2)土地課税台帳兼評価調書（写）（平成30年度から令和元年度）（以下「個人情報2」という。）(3)土地異動・計算連絡票（以下「個人情報3」という。）(4)平成26年度～平成31年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）賦課決定決裁簿（以下「個人情報4」という。）(5)ダイレクト広聴投稿本文（特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3、特定年月日4、特定年月日5、特定年月日6、特定年月日7、特定年月日8、特定年月日9、特定年月日10受付）（以下「個人情報5」という。個人情報1から個人情報5までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。第25条第1項に基づき全部を開示</p> <p>（本件保有個人情報を特定して行った開示決定について、他にも保有個人情報があるはずであるという趣旨で審査請求が提起されたもの。）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2710	<p>《土地の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課に係る事務について》</p> <p>土地の固定資産税等の税額は、原則として、土地課税台帳に登録された土地の価格を基に算出される。</p> <p>この点、地方税法第410条第1項本文では、「市町村長は・・・評価調書を受理した場合においては、これに基づいて固定資産の価格等を・・・決定しなければならない」と規定されている。なお、評価調書とは、固定資産評価員が土地等の固定資産の評価の結果をまとめた文書であり、同法第409条第4項において、市町村長に提出することが義務付けられているものである。また、同法第411条第1項では、「市町村長は、前条第1項の規定によって固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。」と規定されている。</p> <p>横浜市では、これらの規定に基づき、固定資産税等が課される土地について、土地（補充）課税台帳兼評価調書（以下「課税台帳兼評価調書」という。）を作成し、納税義務者の氏名及び土地の所在、課税地積、価格、課税標準額等を登録している。</p> <p>そのほかに、横浜市では、土地の評価の基礎となる情報を集約する文書として、土地計算・異動連絡票（以下「計算連絡票」という。）を作成している。計算連絡票には、土地の所在、所有者の氏名等の基本情報、土地形状、接道状況、奥行、間口等の評価情報、住宅用地に対する課税標準額の特例に係る事由等の課税情報及び現地調査の結果等が記載されている。</p> <p>また、横浜市では、課税台帳兼評価調書に基づき「固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書」（以下「納税通知書」という。）を作成し、年度当初に納税者に送付している。納税通知書には、課税標準額、税率、税額、納期等を記載しており、原則として課税台帳兼評価調書の各事項を記載した課税明細書及び税額計算方法等に係る説明資料を同封している。</p> <p>納税通知書の送付に当たって、旭区では、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）賦課決定決裁簿（以下「決裁簿」という。）を作成し、固定資産税等を賦課することについての意思決定を行っている。</p> <p>《市民の声事業に係る事務について》</p> <p>横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を、広聴情報データベースシステム（以下「広聴システム」という。）により管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を行っている。市民の声事業の取扱いについては、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「市民の声要綱」という。）に規定されている。</p> <p>市民の声要綱では、市民の意見等のうち、受付からの一連の処理経過を広聴システムで記録すべきと判断した案件等については、市政ダイレクト広聴として取り扱い、広聴システムに登録し、文書又は電子メールでの回答、電話又は面談等での直接対応、供覧等の処理をすることとされている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 個人情報本人開示請求書（以下「開示請求書」という。）の記載から、審査請求人は、審査請求人に係る「白根特定地番地に適正課税されていることが明示されている文書」、「請求者が適正課税されていないと提出した文書」、「貴所が平成29年度単価で算出した文書写」、「白根特定地番地の現況に対し課税された年月日を含む文書」及び「白根特定地番地形の通りに適正課税されている文書写」の開示を求めていると解される。</p> <p>イ 本件本人開示請求に対し、実施機関は、個人情報1から個人情報5までの本件保有個人情報を特定し、その全部を開示した。</p> <p>ウ 審査請求人は、本件保有個人情報以外の保有個人情報の開示を求めていると解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。</p> <p>《本件保有個人情報の特定の妥当性について》</p> <p>ア 「白根特定地番地に適正課税されていることが明示されている文書」の本人開示請求に対す</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2710</p>	<p>る特定の妥当性について</p> <p>実施機関は、弁明書において、「白根特定地番地に適正課税されていることが明示されている文書」に該当するものとして、個人情報1及び個人情報2を特定したと説明している。</p> <p>実施機関の説明によると、課税台帳兼評価調書には、納税義務者の氏名、土地の価格等の課税処分に必要な情報が集約されているため、特定の土地に固定資産税等が適正課税されていることが分かる保有個人情報に該当すると判断したとのことであった。また、課税台帳兼評価調書が平成30年度から電子化されていること、市税関係書類等の保存期間及び様式について（平成12年3月21日財税制第615号財政局長通知。以下「保存期間等通知」という。）において、課税台帳兼評価調書の保存期間が10年とされており、平成18年度以前の課税台帳兼評価調書を保有していないことから、本件土地の課税台帳兼評価調書について、平成19年度から平成29年度までの写し及び平成30年度以降の電磁的記録の写しを保有個人情報として特定したとのことであった。そして、課税処分に必要な情報は課税台帳兼評価調書に集約されているため、本件土地の課税台帳兼評価調書以外に該当すると考えられる文書はないとのことであった。</p> <p>このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>したがって、「白根特定地番地に適正課税されていることが明示されている文書」の本人開示請求に対して、実施機関が個人情報1及び個人情報2を特定したことは、首肯できる。</p> <p>イ 「請求者が適正課税されていないと提出した文書」の本人開示請求に対する特定の妥当性について</p> <p>実施機関は、弁明書において、「請求者が適正課税されていないと提出した文書」に該当するものとして、個人情報5を特定したと説明している。</p> <p>個人情報5は、審査請求人から実施機関に対し、10回にわたり提出された本件土地に係る固定資産税等の課税が適正ではない旨の意見である。実施機関の説明によると、実施機関は、審査請求人からの意見をダイレクト広聴として取り扱い、広聴システムに登録して回答を行っていたことから、広聴システムに登録された市民の意見等を確認したが、個人情報5以外の保有個人情報は存在しないとのことである。</p> <p>このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>したがって、「請求者が適正課税されていないと提出した文書」の本人開示請求に対して、実施機関が個人情報5を特定したことは、首肯できる。</p> <p>ウ 「貴所が平成29年度単価で算出した文書写」の本人開示請求に対する特定の妥当性について</p> <p>実施機関は、弁明書において、「貴所が平成29年度単価で算出した文書写」に該当するものとして、個人情報1を特定したと説明している。</p> <p>実施機関の説明によると、課税台帳兼評価調書に登録される土地の価格については、1平方メートル当たりの評点に対し、地積、評点1点当たりの価格（1点当たり1円）及び価格修正率を順に乗じて算出される。このため、平成29年度の評点が本件土地1平方メートル当たりの平成29年度の単価に相当する。そして、当該評点を用いて算出した本件土地の価格が記載された文書に当たるものは、同年度の本件土地の課税台帳兼評価調書であることから、当該課税台帳兼評価調書を含む個人情報1を特定したとのことである。</p> <p>このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>したがって、「貴所が平成29年度単価で算出した文書写」の本人開示請求に対して、実施機関が個人情報1を特定したことは、首肯できる。</p> <p>エ 「白根特定地番地の現況に対し課税された年月日を含む文書」の本人開示請求に対する特定の妥当性について</p> <p>実施機関は、弁明書において、「白根特定地番地の現況に対し課税された年月日を含む文書」に該当するものとして、個人情報4を特定したと説明している。</p> <p>個人情報4は、旭区内の固定資産について、納税通知書の発送に係る意思決定を行うための決裁簿である。実施機関の説明によると、旭区では、年度当初に送付する全ての納税通知書（本件土地に係る納税通知書を含む。）をひとまとめにして当該意思決定に係る決裁を取っており、決裁簿は、当該決裁の日等を記入し、記録する文書とのことであった。このため、実施機関は、本件土地に固定資産税等が課税された年月日を含む保有個人情報は決裁簿であると判断したとのことであった。また、保存期間等通知において、決裁簿の保存期間は5年とされているか</p>

答申 番号	判断の要旨
2710	<p>ら、平成25年度以前の決裁簿は保有していないとのことであった。</p> <p>このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>したがって、「白根特定地番地の現況に対し課税された年月日を含む文書」の本人開示請求に対して、実施機関が個人情報4を特定したことは、首肯できる。</p> <p>オ 「白根特定地番地形の通りに適正課税されている文書写」の本人開示請求に対する特定の妥当性について</p> <p>実施機関は、弁明書において、「白根特定地番地形の通りに適正課税されている文書写」に該当するものとして、個人情報3を特定したと説明している。</p> <p>個人情報3は、本件土地に係る課税台帳兼評価調書に登録された土地の価格の算出の基礎となる計算連絡票である。実施機関の説明によると、計算連絡票には、課税台帳兼評価調書に登録する土地の価格の算出に当たり、計算の基礎とした情報が記載されており、その内容を確認すれば、どのように土地の地形を把握し土地の価格を算出したかが分かるとのことであった。そして、土地の価格の算出方法について納税義務者から問合せがあった場合は、計算連絡票をもとに説明を行っており、特定の土地について、地形の通りに課税がされていることが分かる文書は、計算連絡票以外には考え難いとのことであった。また、計算連絡票は、地形、地目等の土地に係る情報に異動があった場合等を除き更新されないため、毎年度作成するものではないとのことであった。</p> <p>審査会が見分したところ、個人情報3には、本件土地の地積、奥行、間口、想定整形地面積、陰地面積等が記載されているものの、これらの数値からどのように土地の価格を算出したのかが分かるような計算の過程は記載されていないことが認められた。そこで、個人情報3のほか、計算の過程が記録された文書が存在しないかについて実施機関に確認したところ、計算連絡票に記載された数値等を税務システムに入力すると、当該システム内で計算処理され、その計算結果として課税台帳兼評価調書、納税通知書が出力されることから、計算の過程そのものが記録された文書は存在しないとのことであった。</p> <p>これらの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>したがって、「白根特定地番地形の通りに適正課税されている文書写」の本人開示請求に対して、実施機関が個人情報3を特定したことは、首肯できる。</p> <p>カ 審査請求人の意見書の記載について</p> <p>審査請求人は、意見書において「③指摘に対し現地を視察後に算出した文書及び記載した日報の写しの開示。④貴所が請求地部位のみを平成29年度単価で算出した文書写の開示。⑤本件土地の現況に対し課税された平成13年以降の文書の開示。・・・と請求している」、「請求人の所有地を・・・復元を求め、開示請求書に記載し復元に資する文書を特定した上で請求している」、「・・・旭区税務課長、課長補佐、係長が特定年月日11に現況を調査確認し作成した請求文書の開示を求めている」と主張する。しかし、開示請求書の記載から、このような文書の開示を求めていたと解することはできない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文及び別表については、次のURLをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaiishinsakai/s_hinsakai/toshinR3.html

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例

（本人開示請求に対する決定等）

第25条（第1項省略）

- 2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881